

「子ども基本法」は子どもの安全にとって、どんな意義があるか。

**～「子ども基本法」成立に至る経緯を
ふりかえりつつ～**

石井逸郎
(弁護士、日本子ども安全学会理事)

LOVE &
SAFETY



日本子ども安全学会

「子どもの安全」をめぐるこの10年

- ① この10年の変化 ～法制度の面で～
- ② 変化をもたらした力は何か？
～1994年「子どもの権利条約」批准から、「子ども基本法」までの歴史をふりかえる～
- ③ 「子ども基本法」・「子ども家庭庁」によって、何が変わるのか？
～これからの課題を考える～

① この10年の変化～法制度の面で～

- ▶ 2015年9月 日本子ども安全学会第1回大会
- ▶ 2016年1月 「子ども安全研究」創刊号発刊

- ▶ 2018年4月26日 東日本大震災大川小事件仙台高裁判決
学校の子どもたちに対する安全配慮義務
「付随的義務」から、「根源的義務」へ

- ▶ 2018年9月8日 日本子ども安全学会第5回大会
パネルディスカッション。
自見はな子議員登壇、成育基本法、子ども庁構想の紹介。

- ▶ 2018年12月 成育医療等基本法成立
- ▶ 2019年6月 死因究明等推進基本法成立
→CDRの法的根拠が整備される。

- ▶ 2022年6月 子ども基本法・子ども家庭庁設置法成立

学校や園の「子どもの安全」に関する責任は、 「根源的義務」である（2018年4月26日仙台 高裁判決（大川小事件）～）

- ▶ ……公教育制度が円滑に運営されるためには、児童生徒に対する教育を組織的かつ計画的に行う場所である公共施設としての学校の安全が確保されること及び児童生徒に対する養育、監護の作用の一部を学校に移譲する立場にある保護者が、その安全性に対して十全の信頼を置いていることが不可欠の前提である。
- ▶ ……したがって、上記改正によって新設された同法（*学校保健安全法のこと）26条ないし29条は、地方公共団体が設置する学校に関していえば、教育委員会、その運営主体である**学校**及びその運営責任者である**校長**に対し、公教育制度を円滑に運営するための**根源的義務**を明文化したものと解することができる。

それまでの「安全配慮義務」に関する裁判所の説明

『（学校と）児童との間には在学関係類似の法律関係が存在し、この法律関係のもとに、教師らは、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において児童らを指導するのであるから、・・・の**法律関係の付随義務**として学校における教育活動につき児童の安全に配慮すべき義務を負う』（東京地裁八王子支部**2008年**5月29日判決など多数判決）

東京地裁八王子支部 2008年5月29日判決について～事故後の対応についても法的義務として認める裁判例の登場～

『一般に、公立小学校の教師及びその設置者である当該地方公共団体は、在学契約類似の**法律関係に基づく付随義務**として、学校内、又は学校外においても学校に何らかの原因があると疑われるような事故が児童に発生した場合には、その**原因などについて調査**した上で、**必要に応じて保護者に対し報告する義務**があるというべきである。・・**事故の詳細を速やかに調べ、保護者である原告らにこれを説明すべき条理上の義務**を負っていた』

古い裁判例より（最高裁昭和62年2月13日判決）

上告人は、**本件事故当時12歳の小学校6年生であつて**、本件のような事故に遭つたのちに眼に異常を感じた場合にはその旨を保護者等に訴えることのできる能力を有していたものというべきところ、本件事故後、上告人には外観上何らの異常も認められず、上告人も眼に異常がないと言明していたのであり、しかも、上告人が異常を感じてもあえてこれを訴えないことを認識しうる事情があつたものとは認められないのであるから、**もし、のちに上告人が眼に異常を感じたことを訴えたときには保護者等が適宜の措置を講ずることを期待することで足りたものというべきである**。したがつて、〇〇教諭が、本件事故に基づく身体障害の発生を未然に防止するため、保護者に事故の状況等を通知して保護者の側からの対応措置を要請すべき義務を負つていたものと解することはできない。

②変化をもたらした力は何か？

～1994年「子どもの権利条約」批准からの歴史をふりかえる～

▶ 1989年 国連「子どもの権利条約」採択

▶ 1994年 日本、同条約を批准

▶ 2000年12月 児童虐待防止法成立

▶ 2008年6月 学校保健安全法（旧学校保健法改正）成立

▶ 2009年7月 子ども・若者育成支援推進法成立

→「子どもの権利条約」にのっとることが国内法で初めて明記される。その後の「子ども基本法」・「子ども家庭庁」構想の萌芽。

▶ 2016年5月 児童福祉法改正

→「子どもの権利条約」にのっとることが明記される。

▶ 2022年6月 子ども基本法・子ども家庭庁設置法成立

子どもの権利条約

(1989年国連総会採択。日本、1994年批准。)

第3条

1項 「子どもの**最善の利益**が主として考慮される」

3項 「締約国は、子どもの養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。」

第6条

1項 「締約国は、すべての子どもが生命に対する固有の権利を有することを認める。」

第12条

1項 「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」

「子どもの権利条約」が重視する 4つの大事な子どもの権利

▶ **生きる権利** (6条1項など)

▶ **育つ権利**

→「成育医療基本法」等で具体化。

▶ **守られる権利** (3条3項など)

→暴力、有害な労働、危険等から守られる権利。「子どもの安全」という理念へ。「学校保健安全法」等で具体化。

▶ **意見を表明し、参加する権利** (12条など)

→18歳選挙権、子ども手続代理人制度など。

子どもの権利 教員の3割「名前だけ」 「全く知らない」 NGO調査

2022年4月23日 NHKニュースより

「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」は、子どもの権利の認知度や教育の状況について先月、全国の小中高や特別支援学校などの教員468人に、インターネットでアンケート調査を行いました。

この中で子どもの権利の認知度については「内容を少し知っている」が48.5%で最も多く、「よく知っている」が21.6%でした。

一方、「名前だけ知っている」が24.4%、「全く知らない」が5.6%で合わせて3割にのぼりました。

また、この1年の取り組みを複数回答で尋ねたところ「身近な権利について議論するなどより深く学ぶ機会を作った」と答えた人が23.9%だった一方、「特に取り組みはしていない」と答えた人が47%と最も多くなりました。

教員による子どもの権利の理解度

- ⑨ 子どもの権利としてふさわしいと思う内容をすべて選んでください
(複数選択、n=468)

	内容	選択した人の割合
1	すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている。	88.2%
2	子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる。 <small>※子どもの権利として、ふさわしくない内容</small>	27.6%
3	子どもは自分と関わりあるすべての事について意見を表明でき、その意見は正当に重視される。	64.1%
4	子どもは家庭でも学校でもどのような場所においても、あらゆる暴力から守られる。	81.2%
5	障害のある子どもを含むすべての子どもは、社会に積極的に参加し、インクルーシブな教育を受けられる。	73.3%
6	子どもは必要な医療・保健サービスや社会保障制度を利用し、十分な生活を送ることができる。	70.5%
7	子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される。 <small>※子どもの権利として、ふさわしくない内容</small>	19.8%
8	子どもは遊んだり、休んだりする権利を持っている。	59.8%
9	すべての子どもは性別や人種の違いで差別されず、同じ権利を持っている。	79.7%

出所：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」を基に東洋経済作成

子ども・若者育成支援推進法

第1条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

児童福祉法

第1条 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

③ 「子ども基本法」 「子ども家庭庁」
によって、何が変わるか？
～これからの課題を考える～

「子ども基本法」成立

第1条 この法律は、**日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり**…（略）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を**基本理念**として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、**教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。**

三 **全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。**

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

…以下、略。

「子ども家庭庁」 来年4月スタート

第3条

こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、**こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし**、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及び こどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを 任務とする。

⇒「子どもの安全」に関する監督官庁へ。

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月21日閣議決定）より。

こどもの事故防止に関する事務を所掌し、消費者庁や文部科学省等の関係府省庁と連携して、こどもを事故から守るためのプロジェクトを推進する。関係府省庁連絡会議を開催して政府全体の調整を行うとともに、教育・保育施設の事故防止や学校や保育所が加入する災害共済給付等を自ら担う。こどもの事故防止に関する注意喚起を消費者庁と連携して行う。

こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証（チャイルド・デス・レビュー（CDR））の検討を進める。

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や有害な情報を閲覧する機会を減少させるための環境整備など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を担う。

登下校の安全や犯罪からこどもを守る取組を進める。

「安全計画」に子どもの目線、意見を。

子どもの**生命・安全**は、子ども自身の「**固有の**」**権利**であって、「子どもの安全」をめぐる取り組みにおいても、子ども自身が権利の主体であることを十分に尊重することが求められる。

「安全計画」策定にあたって、子どもの目線、子どもの声、意見も重視することが大事！

『○安全点検の実施にあたっては、児童生徒等の意見も聴き入れ、児童生徒等の視点で危ないと思っている箇所についても点検を行うことも重要である。』（文部科学省平成28年3月「学校事故対応に関する指針」より）

これからの課題。

～2022年発刊「子ども安全研究」 第7号から～

- ▶ 論文「社会を変革させる力を獲得するための児童参加型傷害予防教育の実践」（大野美喜子ほか）より。
- ▶ ABC理論と、子どもたちを主体的に参加させる取り組みの意義。
- ▶ 小学5年生の生徒たちが、学校内で、自らみつけてきた危険個所について、改善したり、業者によって改修された例の紹介（例。「濡れると滑りやすい昇降口が滑られない床材に改修された」）
- ▶ 『これまで子どものユニークな発想に、同じクラスの生徒、先生、傷害予防の専門家を含む研究者らも感銘を受け、**次の新たな活動の原動力となった瞬間が何度もあった。**』

ご清聴ありがとうございました。

以上